

議 第 7 号

高齢者用冬期共同住宅設置及び管理に関する条例の一部  
を改正する条例の制定について

本市高齢者用冬期共同住宅設置及び管理に関する条例の一部を改正  
する条例を下記のとおり制定するものとする。

令和5年（2023年）2月16日提出

柏崎市長 櫻 井 雅 浩

記

新潟県柏崎市高齢者用冬期共同住宅設置及び管理に関する条例  
の一部を改正する条例

新潟県柏崎市高齢者用冬期共同住宅設置及び管理に関する条例（平  
成16年条例第33号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（利用の休止）

3 この条例の規定にかかわらず、当分の間、共同住宅の利用を休止  
する。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。



新潟県柏崎市高齢者用冬期共同住宅設置及び管理に関する条例（平成16年12月29日条例第33号）

改正後	改正前
<p><b>附 則</b></p> <p>1・2 (略) (利用の休止)</p> <p><u>3</u> この条例の規定にかかわらず、当分の間、共同住宅の利用を休止する。</p>	<p><b>附 則</b></p> <p>1・2 (略)</p>